

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成28年2月4日(2016.2.4)

【公表番号】特表2014-526770(P2014-526770A)

【公表日】平成26年10月6日(2014.10.6)

【年通号数】公開・登録公報2014-055

【出願番号】特願2014-528857(P2014-528857)

【国際特許分類】

F 2 1 V	17/00	(2006.01)
F 2 1 K	9/00	(2016.01)
F 2 1 S	2/00	(2016.01)
F 2 1 V	9/00	(2015.01)
F 2 1 V	9/08	(2006.01)
F 2 1 V	13/02	(2006.01)
F 2 1 V	3/02	(2006.01)
F 2 1 V	3/00	(2015.01)
F 2 1 W	131/402	(2006.01)
F 2 1 W	131/403	(2006.01)
F 2 1 Y	115/10	(2016.01)

【F I】

F 2 1 V	17/00	4 5 1
F 2 1 S	2/00	2 5 0
F 2 1 V	9/00	1 0 0
F 2 1 V	9/08	1 0 0
F 2 1 V	13/02	4 0 0
F 2 1 V	3/02	5 0 0
F 2 1 V	3/00	5 3 0
F 2 1 V	3/00	3 1 0
F 2 1 W	131:402	
F 2 1 W	131:403	
F 2 1 Y	101:02	

【誤訳訂正書】

【提出日】平成27年12月7日(2015.12.7)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

照明灯(1)であって、筐体(10)と、前記筐体(10)内に設けられた複数の発光体(3)と、前記筐体(10)を放射方向(A)に閉じるカバーディスク(5)と、前記発光体(3)の前面に放射方向(A)に設けられた、前記発光体(3)の放射特性を変更するためのフィルム(6)とを備え、

前記照明灯(1)において、

前記フィルム(6)は、前記カバーディスク(5)と支持ディスク(7)との間に設けられ、

前記フィルム(6)は、前記2つのディスク(5、7)と直接的に接触しており、

前記カバーディスク(5)は、前記筐体(10)との周方向接着剤を有し、
前記支持ディスク(7)は、全周に延設された第1段部(11)上に設けられた弾性軸受に取り付けられ、

前記カバーディスク(5)は、周縁接着部(16)によって第2段部(12)上の前記筐体(10)に取り付けられていることを特徴とする、照明灯(1)。

【請求項2】

前記フィルム(6)は、接着せずに取り付けられることを特徴とする、請求項1に記載の照明灯(1)。

【請求項3】

前記ディスク(5、7)のうち少なくとも1つは、弾性的に取り付けられることを特徴とする、請求項1または2に記載の照明灯(1)。

【請求項4】

前記支持ディスク(7)は、弾性的に取り付けられることを特徴とする、請求項3に記載の照明灯(1)。

【請求項5】

前記カバーディスク(5)は、弾性的に取り付けられることを特徴とする、請求項3に記載の照明灯(1)。

【請求項6】

前記支持ディスク(7)は、前記フィルム(6)の前記発光体(3)に面する側に取り付けられることを特徴とする、請求項1～5のいずれか1項に記載の照明灯(1)。

【請求項7】

前記支持ディスク(7)は、支持軸受に着座していることを特徴とする、請求項1～6のいずれか1項に記載の照明灯(1)。

【請求項8】

少なくとも1つの硬化接着剤ビードが、支持軸受として備えられることを特徴とする、請求項7に記載の照明灯(1)。

【請求項9】

前記支持ディスク(7)または前記筐体(10)の対向側壁に設けられた2つの接着剤ビードが備えられることを特徴とする、請求項8に記載の照明灯(1)。

【請求項10】

前記カバーディスク(5)は、前記支持ディスク(7)方向の圧縮荷重の下で前記筐体(10)に取り付けられることを特徴とする、請求項1～9のいずれか1項に記載の照明灯(1)。

【請求項11】

フィルム(6)は、絞りを通って、中央に保持されることを特徴とする、請求項1～10のいずれか1項に記載の照明灯(1)。

【請求項12】

絞りは、前記カバーディスク(5)上に設けられ、特に、前記カバーディスク(5)上にプリントされることを特徴とする、請求項1～10のいずれか1項に記載の照明灯(1)。

【請求項13】

前記絞りは、全周に延設されることを特徴とする、請求項11または12に記載の照明灯(1)。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0020

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0020】

加えて、フィルムが、絞りを通って、中央に保持されると好適である。このために、絞りは、縦方向および横方向にわたるフィルムの膨張が依然として可能であることを確実にすべき周縁設計を有することが好ましい。

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0021

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0021】

または、絞りは、フィルムがディスクの全体にわたって広がり、膨張できるようにカバーディスク上にのみ印刷されてもよい。

【誤訳訂正4】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0028

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0028】

発光体3の放射特性を変更するフィルム6は、支持ディスク7の中央に設けられる。本発明の例示的な実施形態では、フィルム6および絞りが縦方向および横方向に熱膨張を許容するのに十分な間隔を与えるように、絞りはカバーディスク5上に印刷される。したがって、フィルム6の境界領域は、照明灯の外側から覆われて視認できない。

【誤訳訂正5】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0033

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0033】

さらに、カバーディスク5上に印刷された絞りは、図2において明確に視認でき、カバーディスク5の境界領域に与えられた周縁接着部16と同様に、フィルム6の境界領域も外側から視認できないように覆う。